

飯島町告示第5号

飯島町医療機関等物価高騰対策支援金支給要綱を次のように定める。

令和8年1月20日

飯島町長 唐澤 隆

飯島町医療機関等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している医療機関等を支援するため、飯島町医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者は、町内の医療機関、薬局、柔道整復施術所で、今後も町内において事業を継続する意思がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金を支給しない。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 町税その他義務的納金を滞納している者
- (3) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当する者
- (4) その他町長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区分		支援金の額
医療機関	医科診療所	200,000円
	歯科診療所	200,000円
薬局		200,000円
柔道整復施術所		200,000円
診療所等関連併設施設		100,000円

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、飯島町医療機関等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（別記様式）を、令和8年3月10日までに町長へ提出するものとする。

(支援金の支給決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適

当と認めるものについて支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けた者があるときは、当該支援金を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第4条関係）

(制定理由)

物価高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している医療機関等を支援するため制定するものです。